

宇佐市景観計画

USA CITY Landscape Plan



平成25年1月4日策定
平成27年1月5日改定

宇佐市

『宇佐市景観計画』の策定にあたって



宇佐市長 是永 修浩

本市は、九重山系に通じる山々に抱かれ、駅館川をはじめとする清らかな水が流れる河川、干潟の広がる周防灘の穏やかな海などの豊かな自然環境に恵まれた地域です。その恵まれた自然環境を背景に、全国4万余の八幡様の総本社である「国宝宇佐神宮」や日本一の数を誇る院内の「石橋群」及び漆喰芸術とも称される安心院の「鏝絵」などの歴史文化遺産と融合した彩りに満ちた魅力ある宇佐特有の景観を形づくっています。

また、本市は、広大な市域のなかに都市部、海岸部、田園集落、山間部といった様々な地域を有し、そのひとつひとつが異なった、自然、歴史、文化、伝統によって培われた特色のある素晴らしい景観を醸し出しています。

良好な景観は地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、自分の住んでいるまちや地域に対する愛着やふるさと意識を育むものです。また、美しく個性的な景観は見る者を魅了し、人々を引き寄せる魅力を持っています。景観をきっかけとして地域を見つめ直し、人が集い、景観づくりに取り組むことで新たな住民や人々を呼び寄せ、地域が活性化する。景観づくりの取り組みは新たなまちづくりの手法としても大いに可能性を秘めています。

こうしたことから現在ある良好な景観を大事に保全することだけでなく、それらを磨き高め、また、歴史や文化、風土に根ざした歴史的な建造物の修景や街なみの復元など、宇佐の景観を創りだすことも現代に生きるわたしたちが果たすべき大切な役割ではないでしょうか。

そういったなかで、本年、宇佐市景観条例が制定され、宇佐市景観計画を策定したことは、これからの宇佐市を築いていくうえで、大変、重要なことだと認識しております。今後は、「豊かな自然に囲まれ、神仏、史跡、伝統文化と調和した新しい宇佐の景観づくり」という良好な景観形成のための理念のもとに、本市が有する景観資源を生かしながら、宇佐の景観を守り、育て、創り、ひいては現在及び将来の市民の皆様がその恵沢を享受できるよう、市民、事業者、行政が協働のもと一体となって景観まちづくりを進め、誰もが住んで良かった、訪れて良かったと思える、また、次世代に誇れる宇佐の景観を創造していきたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様方、また、宇佐市景観計画策定委員会委員をはじめとする関係者の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成24年11月

《目 次》

第1章 はじめに	1
1-1 宇佐市景観計画のあらまし	1
1-2 宇佐市の景観	6
1-2-1 自然・地形からみた景観特性	6
1-2-2 歴史・文化からみた景観特性	8
1-2-3 生活行動・都市活動からみた景観特性	10
1-2-4 景観形成に係る上位計画	14
1-2-5 景観形成に関わる法的規制等	15
1-3 宇佐市の景観特性	18
第2章 景観計画の区域	21
第3章 良好な景観の形成に関する方針	23
3-1 基本理念	23
3-1-1 景観形成の類型化	25
3-1-2 景観類型別基本目標の設定	28
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	55
4-1 行為の制限に関する区域区分	55
4-2 届出等を要する行為	59
4-3 景観形成誘導指針	62
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	81
5-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方	81
5-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方	82
第6章 良好な景観の形成のために必要なもの	83
6-1 屋外広告物の表示等に関する事項	83
6-2 景観重要公共施設の整備に関する事項	85
6-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	86
第7章 景観形成の推進体制	87
7-1 市民・事業者・行政の連携による景観まちづくり	87
7-2 景観まちづくりの推進	89
7-3 今後の取組みについて	90